

岩国市屋外広告物等に関する条例（素案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 屋外広告物等の制限等（第 3 条—第 31 条）
- 第 3 章 特定屋内広告物の制限等（第 32 条—第 36 条）
- 第 4 章 雑則（第 37 条—第 39 条）
- 第 5 章 罰則（第 40 条—第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、あわせて、特定屋内広告物の表示及び維持について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 掲出物件 屋外広告物を掲出するために設置する物件をいう。
- (3) 特定屋内広告物 次に掲げる広告物をいう。

ア 建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下同じ。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼り付ける広告物であって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

イ 窓その他の開口部の内側において直接又は間接に建築物に定着させる

広告物であって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

第2章 屋外広告物等の制限等

(制限地域等)

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第134条第1項の規定により選定された地域のうち、市長が指定する地域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区のうち、市長が指定する地域
- (3) 文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する地域
- (4) 山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第1項又は第32条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する地域及び同条例第37条第1項の規定により指定された地域のうち、市長が指定する地域
- (5) 岩国市文化財保護条例（平成18年条例第287号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する地域
- (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域のうち、市長が指定する地域
- (7) 道路又は鉄道等（鉄道、軌道又は索道をいう。以下同じ。）の市長が指定する区間
- (8) 道路又は鉄道等から展望することができる地域のうち、市長が指定する地域
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (10) 湖沼、溪谷又はこれらの付近の地域のうち、市長が指定する地域

- (1) 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域のうち、市長が指定する地域
- (2) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地
(禁止物件等)

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 街路樹
- (3) 信号機、道路標識、ロード・ミラー、道路上の柵、駒止め及び里程標
- (4) 電柱又は街灯柱で、市長が指定するもの
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 銅像、神仏像及び記念碑

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域等)

第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置（前条及び第8条の規定によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 道路又は鉄道等（第3条第7号に規定する市長が指定する区間を除く。）の市長が指定する区間
- (2) 道路又は鉄道等から展望することができる地域（第3条第8号に規定する市長が指定する地域を除く。）のうち、市長が指定する地域
- (3) 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域（第3条第11号に規定する市長が指定する地域を除く。）のうち、市長が指定する地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公衆に対する危害を防止するために必要があると認めて指定する地域

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前3条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (2) 国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
 - (4) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による届出をした政治団体がその政治活動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
 - (5) 国及び地方公共団体以外の者が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (7) 自己の管理する土地、建物その他の物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 3 条及び前条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（以下「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (3) 一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合するもの
 - (4) 人、動物、車両、船舶等に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 3 自家用広告物等（前項第 1 号に掲げるものを除く。）については、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 3 条の規定は、適用しない。
- 4 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への誘導を行うことを目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定める基準に適合す

るものについては、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1号の規定は、適用しない。

- 5 市長が特に必要があると認めて指定する広告物又はこれを掲出する物件については、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第7号、第8号、第10号及び第11号並びに第4条第1項第4号の規定は、適用しない。

(経過措置)

第7条 第3条、第4条第1項第4号、第5条又は第6条第1項第6号若しくは同条第5項の規定による市長の指定又はこれらの変更若しくは廃止（以下「指定等」という。）があった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件（以下この条及び第15条において「広告物等」という。）が、新たに第3条から第6条までの規定の適用を受けることにより、これらの規定に違反し、又は第12条第1項に規定する許可の基準に適合しないこととなる場合においては、当該指定等があった日から起算して3年を経過する日までの間（現に第5条又は第6条第3項から第5項までの規定による許可を受けていた広告物等（以下「許可広告物等」という。）にあつては、当該許可の残りの期間及びその満了の日の翌日から起算して3年を経過する日までの間。以下「特例期間」という。）は、なお従前の例により、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。ただし、当該広告物等が変更又は改造その他の措置により、これらの規定又は基準に適合することとなったときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた広告物等について、特例期間（許可広告物等にあつては、当該許可の残りの期間を除く。）内に、第5条、第6条第3項から第5項までの規定による許可に係る申請又は第10条第3項の規定による期間の更新の申請があつた場合において、規則で定めるところにより、この条例の規定に適合させるための変更若しくは改造又は除却その他の措置をとることを記載した計画書等の提出があつたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、これを許可することができる。ただし、当該許可の期間の末日は、前項に規定する指定等があつた日から起算

して6年を経過する日を超えることができない。

3 前項の規定により許可を受けた者は、当該許可の期間においては、第3条から第6条までの規定又は第12条第1項に規定する許可の基準に適合させるために行う場合を除き、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造してはならない。

4 第1項又は第2項の規定の適用を受ける広告物等について、特例期間又は当該広告物等に係る許可の期間内に第5条、第6条第3項から第5項までの規定による許可に係る申請又は第10条第3項の規定による期間の更新の申請があった場合において、その期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日までの間も、前3項と同様とする。

(禁止広告物等)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 汚損、退色、塗料等の剥離又は破損により景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの
- (4) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(事前協議)

第9条 第5条、第6条第3項から第5項まで又は第11条第1項の規定による許可(次条第3項の規定による期間の更新に係る許可を除く。)に係る申請をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長と協議するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該各号に規定する申請又は行為の内容を市長と協議しなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる地域において、第5条、第6条第3項若しくは第4項又は第11条第1項の規定による許可(次条第3項の規定による期間の更新に係る許可を除く。)に係る申請をしようとする者
- (2) 第3条第1号に掲げる地域において、第6条第1項又は第2項の規定の

適用を受けることが見込まれる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者

(3) 広告物又は掲出物件に関し良好な景観の形成に大きな影響を及ぼす行為をしようとする者

(許可の期間及び条件)

第 10 条 市長は、第 5 条又は第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定による許可をする場合においては、当該許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3 年を超えない範囲内で規則で定める。

3 市長は、申請に基づき、第 1 項の許可の期間を更新することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第 11 条 第 5 条又は第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。

(許可の基準等)

第 12 条 第 5 条又は第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定による許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、岩国市景観条例（平成 24 年条例第 38 号）第 27 条に規定する岩国市景観審議会（以下「審議会」という。）の議を経て、これを許可することができる。

(管理義務)

第 13 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する

者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにしてこれらを良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第 14 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの点検を行わなければならない。

ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは掲出物件（前項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件を除く。次項において同じ。）を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、前項の規定によりこれらの点検を行う場合には、法第 10 条第 2 項第 3 号イに掲げる者その他規則で定める者に行わせなければならない。

3 広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、第 10 条第 3 項の規定により許可の期間を更新しようとするときは、第 1 項の規定による点検の結果を市長に報告しなければならない。

(除却義務)

第 15 条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、第 10 条第 1 項の許可の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた広告物等（許可広告物等を除く。）について、特例期間が満了した場合においても、同様とする。

(許可の取消し)

第 16 条 市長は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第 10 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 11 条第 2 項の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第 7 条第 3 項又は第 11 条第 1 項の規定に違反したとき。

(3) 次条第 1 項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段によりこの条例に基づく許可を受けたと

き。

(措置命令)

第 17 条 市長は、第 8 条又は第 13 条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、5 日以上の期限を定めて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上の期限を定めて、これを設置し、又は管理する者は、その期限までに市長に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(除却命令)

第 18 条 市長は、第 3 条から第 5 条まで若しくは第 15 条の規定に違反し、又は前条第 1 項の規定による市長の命令に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、5 日以上の期限を定めて、これらの除却を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(除却に係る身分証明書)

第 19 条 法第 7 条第 4 項又は第 17 条第 2 項若しくは前条第 2 項の規定により広告物又は掲出物件を除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯

し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第 20 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第 21 条 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 14 日間（法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については、3 日間）、岩国市公告式条例（平成 18 年条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る広告物又は掲出物件のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第 25 条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市の広報紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第 22 条 法第 8 条第 3 項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができ

る。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手續)

第 23 条 法第 8 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者が不在の広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第 24 条 法第 8 条第 3 項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 3 日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3 か月
- (3) 前 2 号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2 週間
(広告物又は掲出物件を返還する場合の手續)

第 25 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定により保管した広告物又は掲出物件(同条第 3 項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査)

第 26 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、広告物又は掲出物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に、広告物若しくは掲出物件のある土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第 27 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により、従前のこれらの者がした手続その他の行為は新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第 28 条 この条例に基づく許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。

(管理者等の届出)

第 29 条 この条例に基づく許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、前条の規定によりこれらを管理する者を置いたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例に基づく許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(審議会への意見聴取)

第 30 条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第 3 条各号（第 9 号及び第 12 号を除く。）、第 4 条第 1 項第 4 号、第 5 条、第 6 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 5 項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

(2) 第6条第1項第5号から第7号まで、同条第2項第1号若しくは第3号若しくは同条第4項又は第12条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(告示)

第31条 市長は、第3条各号（第9号及び第12号を除く。）、第4条第1項第4号、第5条、第6条第1項第6号若しくは同条第5項の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

第3章 特定屋内広告物の制限

(特定屋内広告物の制限地域)

第32条 市長は、良好な景観を保全し、又は形成するために必要があると認める地域を特定屋内広告物の表示を制限する地域（以下「特定屋内広告物の制限地域」という。）として指定することができる。

(特定屋内広告物の基準)

第33条 特定屋内広告物の制限地域において、特定屋内広告物を表示しようとするときは、規則で定める基準に適合していなければならない。

(特定屋内広告物の除却義務)

第34条 特定屋内広告物の制限地域において、特定屋内広告物を表示し、又は管理する者は、特定屋内広告物の表示が必要でなくなったときは、遅滞なく当該特定屋内広告物を除却しなければならない。

(特定屋内広告物の違反に対する指導、勧告等)

第35条 市長は、前2条又は次条において準用する第13条の規定に違反して特定屋内広告物を表示し、又は管理する者に対し、期限を定めて、当該特定屋内広告物の除却その他必要な措置を講ずるよう指導し、及び勧告することができる。

(屋外広告物に関する規定の準用)

第36条 第13条の規定は特定屋内広告物を表示し、又は管理する者について、第30条の規定は第32条の規定による指定又はその変更若しくは廃止及び第33条に規定する基準の制定又はその変更について、第31条の規定は第32条

の規定による指定又はその変更若しくは廃止について、それぞれ準用する。

第4章 雑則

(手数料)

第37条 この条例に基づく許可(許可の更新を含む。)を受けようとする者は、岩国市手数料条例(平成18年条例第98号)に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(適用上の注意)

第38条 この条例の適用に当たっては、住民の政治活動の自由その他住民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第40条 第18条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条までの規定に違反して、広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して、広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第15条の規定に違反して、広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (4) 第17条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第42条 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 43 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において、山口県屋外広告物条例（昭和 41 年山口県条例第 41 号）の規定（第 3 章の規定を除く。）によりなされた許可、命令その他の処分及び申請、届出その他の手続（本市の区域内において、表示し、又は設置する広告物又は掲出物件について行われたものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前において、この条例の規定に基づく許可を受けるため、又は新たに表示し、若しくは設置しようとする広告物若しくは掲出物件をこの条例の規定に適合させるために行われた市長との協議は、第 9 条の規定による市長との協議とみなす。

4 この条例の施行の日前において、この条例の規定に基づく指定を行い、又は基準を定めるために行われた審議会への意見の聴取は、第 30 条の規定による審議会への意見の聴取とみなす。